

日本人の寄附観と寄附税制に関する一考察

望 月 文 夫

【キーワード】 寄附観、寄附税制、租税支出、直接互酬性、寄附文化

はじめに

本稿は、日本人の寄附観と寄附税制を考察することを目的とする。筆者は、最近のふるさと納税の寄附額増大を受けて、寄附¹⁾に関する日本人の寄附観に関心を持つようになった。

広く知られているように、バブル経済崩壊後の日本の国内総生産（GDP）は30年間概ね500兆円程度であること、また、給与所得者の平均給与が横ばいであり²⁾、物価の上昇も極めて緩やかである。

その間、インターネットの進展を中心とする海外からの情報の流入、そして平成7年（1995年）の阪神淡路大震災及び同23年（2011年）の東日本大震災を契機として、ボランティアや寄附に対する日本人の関心は高まってきたようだ。日本ファンデレイジング協会が2021年12月に公刊した『寄付白書 2021』によると、1995年は「ボランティア元年」、2011年は「寄付元年」とのことである³⁾。

一方、所得税法は昭和37年（1962年）の税制改正で寄附金控除を導入し、平成23年度税制改正⁴⁾で控除対象及び控除率などについて大きく改正され現在に至っている。導入時にあって、法人税法（正確には、臨時租税措置法である）が既に昭和17年に寄附金控除を導入しており、所得税法への導入の際、それが多大な影響を与えたとされる。

また、ふるさと納税は平成20年（2008年）に導入された。ふるさと納税については既に多くの論稿があり、そのほとんどすべてが返礼品を理由として批判的である。にもかかわらず、後述するように、返礼品を求める納税者による利用は年々増加するばかりだ。

本稿は、日本人の寄附観について、歴史学、社会学、文化人類学などの視点に基づいて検討した上で、ふるさと納税を含む寄附税制について一定の示唆をしたい。ただし、検討する学術分野が多岐にわたることなどから不十分な成果となることをあらかじめご容赦いただきたい。

1 所得税法上の寄附金控除

1.1 寄附金控除の導入

日本の所得税法上、寄附税制、つまり寄附金控除が導入されたのは昭和37年度税制改正であった。既に、昭和17年度税制改正において、法人税法上寄附金控除が導入された際、「近時会社の為す寄附金が著しく増加の傾向を示している。⁵⁾」とされていた。これを従来同様100パーセント損金算入すると国庫収入が減少するので、一定の損金算入限度額を規定した⁶⁾。寄附金増加の理由について、日本企業が自発的な喜捨の心から寄附額を行ったのか、それとも当時82.75%という高率の法人税額を納付するのが嫌なので関係者に経済的な無償の寄附を行ったのかは明らかではない。当時の寄附金控除は、資本基準と所得基準を用いて税額控除をする方法を採用していた。

その後、昭和34年に指定寄附金制度が採用され、同37年に所得税法上の寄附金控除が導入されたが、所得税法における寄附金控除の制度趣旨は「法人の場合と変わらない。⁷⁾」とされた。

1.2 所得控除への改正

昭和42年度税制改正において、「これまで税額控除方式が用いられていたが、その算定方式が複雑であったこと、所得の多寡に関係なく軽減割合が一定であったこと、から寄附者にとって評判のよいものではなかったこと等の理由により所得控除方式にとって代わった。⁸⁾」とされる。

1.3 寄附金控除の拡充

平成23年度税制改正⁹⁾において、市民公益税制の整備が行われた。具体的には、特定NPO法人や公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別税額控除制度の創設である(租税特別措置法41条の18の2及び3)。従来、所得控除方式のみだったため、高所得者に有利な制度であった。つまり、高所得者は最高税率適用の所得金額から寄附額を控除することができるため、事実上寄附額の40パーセントの負担が減少することになる。一方、低所得者は自己の最高税率が5パーセントだった場合、その割合しか控除されなかった。

そこで、一定の要件を満たす寄附を行った場合、寄附額の40パーセントを税額控除することにより、低所得者であっても高所得者と同率の控除割合を受ける制度が創設された。そして、所得控除方式と税額控除方式のいずれかを選択できるように改正された。

1.4 寄附金控除と租税支出

税法上、寄附金控除を認めるということは、その分政府（国及び地方公共団体）の歳入が減少することを意味する。例えば、所得税法上の寄附金控除は、原則として所得控除方式を採用しているので、超過累進税率で最高税率の適用がされる富裕層に対しては、寄附額に対して国は45パーセントの分だけ歳入を断念することになる。数値で示すと、最高税率（45%）を適用される納税者が100万円を寄附した場合、その者の所得税額のうち45万円が減少する。別の言い方をすれば、その45万円を政府が租税の減免により支出したことになるため、租税支出（tax expenditure）といわれる。

そして、平成23年度税制改正において特定NPO法人や公益法人等への寄附を行った場合、誰でも40パーセントの税額控除を受けられるようにした。これにより、低額所得者も、寄附額に対して高額所得者と同レベルの割合の控除＝租税支出が受けられることになった。

このようなことを受けて、「寄附税制が政策的観点から説明される『特別措置』であることにつき異論はないと思われる。¹⁰⁾」とされている。

税法上の寄附金控除を認めることは、政府がその歳入の一部を犠牲にすることから、無制限というわけにはいかない。所得控除方式においては控除限度額（最高税率まで）、税額控除方式では控除率（40%）、そして、双方に共通するものとして所得金額に対する限度割合（25%以下）といった一定の制限が付されることになる。

納税者たる国民が慈善又は喜捨の気持ちが少なく寄附を全くしないのであれば、政府（国等）が自らの租税収入を犠牲にする必要はなくなる。上述した平成23年度税制改正は、公益的な支出をすべて政府が担当するのではなく、市民が自己の意思に基づいてより良い社会を形成するため、1995年以降日本にも育ってきたNPO法人や公益法人等の活動を税制面から支えることを目的としたものとも言えるだろう。

この点について、「日本ではアメリカのような寄附文化が根付いていないという常識が定着している。アメリカのような寄附文化を根づかせるために、寄附税制を拡充する必要があると唱えられている。¹¹⁾」という見解があるが、日本にアメリカのような寄附文化が根付いているか否かについては、後述する。

2 ふるさと納税の制度と現状

2.1 ふるさと納税の概要

ふるさと納税とは、地方税法に定める「地方公共団体（以下、「自治体」という。）への寄附に係る住民税の税額控除」制度¹²⁾とされる。平成20年に創設されたが、現在（2022年12月）の法的根拠は所得税法78条（寄附金控除）、地方税法37条の2（寄附金税額控除（道府県））及び同314条の7（寄附金税額控除（市町村））である。

ふるさと納税を利用する居住者が所得税の確定申告を行う場合、原則として、所得控除の一つである寄附金控除を使用する。その際、その確定申告書にふるさと納税を行った自治体から交付された寄附金の受領証を添付するか申告書提出時に提示する。そして、その情報が居住自治体に送付されることにより、その納税者が翌年に納付すべき個人住民税の一定額が控除される。

上限額については、住民税額所得割の2割までとされている。「令和4年度 地方税に関する参考計数資料¹³⁾」によると、道府県民税の所得割額が4兆4,042億円、市町村民税の所得割額が8兆641億円、合計12兆4,683億円であることからすれば、上限額の理論値は2兆4,937億円となる。

これに対して、令和3年度におけるふるさと納税受入額は前年比23%増の8,302億円¹⁴⁾ではあるものの、理論値の33%でありまだまだ伸びる余地がある。

ふるさと納税とは、居住する自治体へ納税する予定の住民税の一部について、2,000円の負担をすることで納税先を別の自治体に変更することを指すものである。このようにふるさと納税とはあくまで通称であり、税法上、自治体への寄附という形式を便宜的に採用しているにすぎない。

なお、ふるさと納税の理念として、次の三つが挙げられる。

第一に、納税者が寄附先を選択する制度であり、選択するからこそ、その使われ方を考えるきっかけとなる制度であること。それは、税に対する意識が高まり、納税の大切さを自分ごととしてとらえる貴重な機会になります。

第二に、生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域に、これから応援したい地域へも力になれる制度であること。それは、人を育て、自然を守る、地方の環境を育む支援になります。

第三に、自治体が国民に取組をアピールすることでふるさと納税を呼びかけ、自治体間の競争が進むこと。それは、選んでもらうに相応しい、地域のあり方をあらためて考えるきっかけへとつながります。

(出典：総務省ウェブサイト)

2.2 ふるさと納税の問題点

まず、ふるさと納税を公平・中立・簡素という三つの租税原則から検討してみたい。公平を水平的公平と垂直的公平に区分すると、前者については2,000円を控除した寄附額が翌年の住民税から控除されることを考えると、特に問題はないように感じる。一方、垂直的公平の点では高所得者の方がより多額の利用が可能になることから、所得税法上問題がある。しかし、地方税法においては、一部税額控除方式を採用している部分もあることから、一定程

度緩和されている¹⁵⁾。中立の点では、返礼品を受領する場合には中立的ではない。また、簡素の点では、確定申告者とワンストップ特例適用者の双方とも問題視すべきとは思われない。

次に、応益課税の原則から検討する。ふるさと納税を提唱した西川一誠元福井県知事の主張は、ライフサイクル・バランス税制という考え方だった。西川氏は、18歳までの間に自治体が負担する行政サービスのコストが一人2,000万円弱にもかかわらず、福井県から毎年高卒者の3分の2が県外（都会）に流出し、都会で納税者になることを踏まえて、都会に出た後に税の流れをふるさとへと逆転させることで不均衡を是正するというものであった¹⁶⁾。西川氏の主張は、年度を越えた応益であることやふるさと納税を行うか否かが納税者の選択であることを踏まえると、応益原則に即しているとは考えにくい。

また、地方税原則として、林正寿教授はアカウントビリティの原則、普遍性の原則、安定性の原則、分任性の原則、地元定着性の原則及び独立性の原則について説明している¹⁷⁾。これらについては紙幅の関係から説明は省略するが、いずれも当てはまらないと考える。

さらに、上述したふるさと納税の三つの理念のうち、第一の理念について、「ふるさと納税によって納税者が税の重要性に目覚めたという客観的な証拠、例えば期限内申告率が上がった、滞納税額が減少したといった事実は示されていない。ふるさと納税は寄附金税制であるが、寄附金税制により納税者が税の重要性に目覚めたという議論も、寡聞にしてあまり知らない。¹⁸⁾」と、第三の理念については、「ふるさと納税の仕組みは、地方公共団体間の返礼品競争という形で、租税競争（tax competition）を生み出す構造になっていると考えられる。¹⁹⁾」という批判がある。

このほか、泉佐野市不指定取消請求事件最高裁判決（令和2年6月30日）を特集した雑誌「税」75巻9号（2020）において、高名な租税法学者を含む学者等16名が短文を寄せたが、筆者の理解ではふるさと納税に賛同する者は誰もいなかった。

これに対して、地域経営を専攻する保田教授は、「地方経済の下支え効果はあろう。（中略）各返礼品提供事業者が切磋琢磨し、自らの商品の魅力度合いを高めようとするのが地域の経済力向上に資するという効果も考えられる。²⁰⁾」と述べている。

また、筆者が2021年11月に島根県邑南町を訪問した際、新型コロナ禍で苦しむ事業者から、「ふるさと納税に商品を出す時、プロの写真家に依頼して見栄え良く撮影した。その後、2020年春からの新型コロナ流行を受けて、店舗販売が急激に落ち込んだので、自らECサイトを立ち上げたが、その時にふるさと納税で使用した写真を用いることができた。ふるさと納税に出品していなかったら、写真がなくECサイトを立ち上げようとは思わなかったかもしれない。」という話を聞いた。これについて、新型コロナの流行という危機に直面した事業者が、ふるさと納税を利用していたことで一定の対応を示すことができたことを示している。

2.3 返礼品という名の贈与交換

返礼品競争については、「ふるさと納税研究会報告書（2007年10月5日）²¹⁾」23頁に、「寄附を集めるため、地方団体が寄附者に対して特産品などの贈与を約束したり、高額所得者で過去に居住していた者などに個別・直接的な勧誘活動を行うなど、ふるさと納税を濫用する恐れへの懸念もある」とあり、制度発足時にはある程度の返礼品競争は予測されていた。

返礼品競争についても、既に多くの論稿がある。例えば、返礼品を一切やめるべきとする主張²²⁾、寄附に見返りが当然という風潮を広めかねないという主張²³⁾などである。

さて、寄附を受領した自治体が、寄附者に対して返礼を行うのはなぜだろうか。この疑問に答える一つのヒントとして、そもそも人間が有する根源的性質に迫る必要があるだろう。そして、そのためには租税法の枠を超えた各種の学術分野について相当の知識を整理しなければ導き出せないものであり、筆者の能力を超えている。しかし、以下に寄附と贈与交換について、社会学、歴史学、文化人類学など様々な分野の先行研究を頼りに、日本人の寄附観について一定の見解を述べることにする。

3 モースの『贈与論』と日本における寄附の概要

3.1 『贈与論』の概要

増井教授は、「所得税法からみた日本の官と民－寄付金控除を素材として」²⁴⁾の中で、マルセル・モースの『贈与論』²⁵⁾が社会学や人類学にとどまらず、法学・政治学・経済学・歴史学・民俗学など、多くの分野の研究者に刺激を与えてきたことを述べている。

一方、経済学の観点から石田良研究員は、「贈与や寄付といった片務的行為は人間の根源的な性質に根差すものと考えられ、文化人類学などでは早くから研究されてきたが、経済学ではやや遅れて1970年前後から注目され始めてきた。また、マルセル・モースによる『贈与論』が100年ほど前に著されたことから分かる通り、文化人類学では人間社会で普遍的に見られる贈与という行為がかなり以前から注目されていたところである。²⁶⁾」と述べている。

また、歴史学者の桜井英治教授は、「贈与について研究しようとする者がかならず立ちもどる、いわば贈与研究の原点といえるのがフランスの社会学者マルセル・モースの『贈与論』である。²⁷⁾」と述べる。

モースは、『贈与論』の中で、贈与をめぐる以下の三つの義務を明らかにした。

- イ 贈り物を与える義務（提供の義務）
- ロ それを受ける義務（受容の義務）
- ハ お返し（返礼）の義務（返礼の義務）

これについて、桜井教授は、「モースがその存在について気づきながらも、『贈与論』では

明確な位置づけを与えていなかったために、のちにモーリス・ゴドリエによって『第四の義務の忘却』と評されたもう一つの義務がある。それが、

ニ 神々や神々を代表する人間へ贈与する義務（神にたいする贈与の義務）である。²⁸⁾」と述べている。

以下、これら人間の根源的な性質に根差すとされる贈与の義務が、日本ではどのように示されていたかを簡単に述べる。

3.2 日本における贈与の義務

日本では、大化の改新（645年）直後、東国に国司が派遣された。東国の首長は、外来の貴人をもてなす習俗に基づいて、国司に対して饗応をし、賄賂を贈ったとされる²⁹⁾。モースのいう第1と第2の義務が古代の日本で行われていたと考えられる。

その後、7世紀後半以降、租税制度（租・庸・調）のほか雑徭・軍役が整備された。租の源流は律令制前の古い貢納制度にあるとされる。古代の首長が神を代表する人格として共同体に臨むことにより、土地の唯一の所有者となり得たこと、また収穫された稲が穀霊＝稲魂をもつと考えられていた、という理解に基づいて租が土地からの収穫物の一部を初穂として神の代理人たる首長に貢納する慣行から発生したとする学説が有力である。この点、上述した第4の義務が税に転化したものといえる。

次に、中世における贈与と神との関係について説明する。財産と神仏への贈与との関係で言えば、1217年、石清水八幡宮の権別当が別当への昇格を祈願する際、財がもたらされた時には、その1割を神仏に寄贈する、という記録がある³⁰⁾。

また、1500年代初頭の石見国尼子氏の家臣であった多胡辰敬の書いた『多胡辰敬家訓』には、以前は、収入の3分の1を寺社に寄進していたが、嵯峨天皇の時代（在位809～823年）から10分の1になった旨の記載があるとされ、その目的について、辰敬はそうすることで災難から逃れることができる、それを惜しんで施しをおこなわない人は不慮の災難にあう、と書いている³¹⁾。

これらからは、ゴドリエが言う神への贈与が日本でも行われていたが、それは一方的なものではなく見返りのある有償契約と考えられる。

そして、室町時代の贈答の中で特筆すべきことは、伊勢貞親（1417年～73年）が嫡子貞宗に向けた『伊勢貞親教訓』の中に、「他家より人の物くれたらんには、相当の贈るほどの返しをすべきなり」³²⁾とあることだ。これは、モースの言う第3（返礼）の義務が日本でも行われていたことを意味する。

もっとも、欧州諸国特にゲルマン諸国では既に古代において、贈与の際には相応の返礼を贈るべきとする法制度を有していた国がいくつもある。例えば、778年のカール大帝（神聖ローマ帝国初代皇帝）の勅令には、返礼は贈与物の価額に相応のものとするべきであった³³⁾。

相応の返礼について、日本は欧州諸国と比較すると数百年遅れを取っていたが、それが寄附文化にどのような影響を及ぼしたのかは不明である。

時代を早く進めて現代社会に飛んでみると、日本人は日頃の仕事等で関係する者に儀礼的に中元・歳暮等を贈り合っている。その他、年賀状やバレンタインデーなどで贈与を受けた際、受領したままというよりは返礼を行う場合が多いのではないだろうか。

以上、極めて簡単に記述したが、日本の歴史をたどってみると、モースのいう贈与の義務が日本人にも当てはまると言える。

これをふるさと納税の返礼品について見ると、上述した2007年報告書にあるように、自治体からの返礼品は日本人として自然の行為であると考えられる。そこで、ふるさと納税を含む寄附税制の構築において、この点を無視することはできないと考える。

さて、それでは日本人はどのように寄附を行ってきたのだろうか。これについては、自発的寄附というよりは、強制寄附の観点で記載しておいた方がいいと思われる。

3.3 日本における強制寄附

足利将軍家は、御料地からの収入以外に金融業者である土倉・酒屋や日明貿易など様々な収入があった。しかし、これらだけでは不十分だったことから、守護出銭という守護大名からの強制寄附という形で収入を得ていた。守護大名はその大小に応じて、幕政への参加を義務付けられていたこともあり、守護出銭は分担金であり、強制寄附でもあった³⁴⁾。

江戸時代になり、幕府には天領という直轄地はあったものの、大名からの時献上、旗本よりの御普請金、町人よりの冥加金、上金（あげきん）の収入があったとされる。来栖三郎教授は、これについて幕府からの強制寄附としている³⁵⁾。

明治時代に入ると、大蔵省勤務経験のあった福地桜痴が「僕等が如き下給でも奉任官と名が附けば（中略）赤十字社、地學協會、國家學會、佛學會、英學會を始とし、女子教育の奨励もあれば貧民救育の病院もあり、其外噴火、洪水、地震、大火、難船、海嘯、およそ天變地異あるごとに義捐金寄附金は否でも應でも醸出せざるを得ず、若しもぐずぐず仕様ものなら妙な所の御機嫌を損なふの恐あるを以て、御多分には漏れませぬが浮世の附合ひ、是ばかりで月給の十分の二は掛る。³⁶⁾」と記載していた。そして、明治以降現代まで、警察、消防、神社、学校、赤い羽根共同募金などへの寄附が、（自発的と称されるものの）強制的に行われていると来栖教授は述べている³⁷⁾。

ところで、内閣府のウェブサイト³⁸⁾によると、多額の私財を寄附した者に授与される紺綬褒章は、4番目の褒章として大正7年（1918年）に追加された。そして、紺綬褒章の制定は、明治44年（1911年）に明治天皇が桂太郎首相に済生勅語を発し150万円を下賜することによって創設された恩賜財団済生会への寄附者が明確に意識されていた³⁹⁾。

これについて、池田敬正教授は、済生会創設のための寄附金募集が首相と内相の連名で道

府県知事宛に文書が発せられたことなどに基づいて、「資産額や所得額などまで調査した行政による勧募体制の下ですすめられるとすれば、天皇への協賛という大義名分もあって、事実上強制に近いものであったと言わざるを得ない。⁴⁰⁾」と述べている。

そうであるとすれば、紺綬褒章は政府への強制寄附を行った者に対する政府からの返礼品として制定されたものと言える。

なお、現在、紺綬褒章とふるさと納税との関係について、内閣府のウェブサイトによりに記載されている⁴¹⁾。

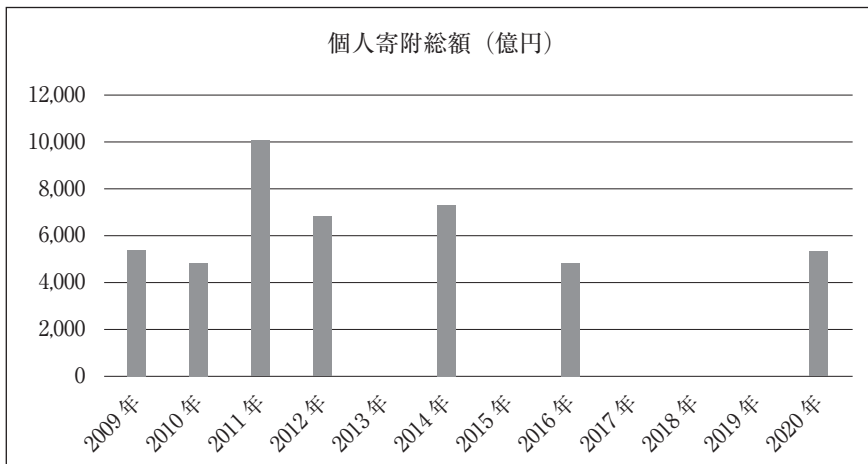
公益のために私財（500 万円以上）を寄附した者を対象とする紺綬褒章は、表彰されるべき事績の生じた都度、各府省等の推薦に基づき審査をし、授与を行っています。（略）
※地方公共団体等への寄附について、寄附者が当該寄附に対する返礼品（記念品の類を除く）を受領した場合は、紺綬褒章の対象となりません。

上の記載を見ると、ふるさと納税をしても返礼品を受領した場合には、紺綬褒章の対象にはならないと明確に述べる一方、返礼品を受領せずに 500 万円以上のふるさと納税を行う納税者に関しては、紺綬褒章の対象となるように読めるがどうだろうか。

3.4 最近の日本における寄附の状況

上述した『寄附白書 2021』によると、2009 年以降の個人寄附総額は次の通りである。

【図表 1：個人寄附総額の状況】



（出典：日本ファンディング協会『寄附白書 2021』10-11 頁）

図表 1 を見るとデータがない年があるが、もともとデータを取っていないとのことである。また、『寄附白書 2022』は出版されなかった。ここに、日本に寄附文化が定着していないことの一端が現れているとも考えられる。

次に、個人寄附総額の内訳を見てみると、日本赤十字社や中央募金会というより、公営ギ

ャンブルを行う団体や宝くじからの寄附が多く、2020年の災害義援金は62億円であった⁴²⁾。

自治体が寄附に依存している点について、神野教授は、『シャープ勧告は『都道府県の多くは宝くじから歳入を得ようとし、また歳入確保の目的でその他の賭博を合法化する権限を求めている。』などとした上で、シャープ勧告が当時の日本の寄付金が真に自発的に集められなければならないのに、同調を強制する日本では、その域を脱してしまっている、こうした寄附文化を脱却するように勧告していたのである。⁴³⁾』と述べている。

シャープ勧告から70年以上が経過しているが、現在も宝くじや公営ギャンブルに財政の一部を頼っている状況を見ると、シャープ勧告が生かされてきたのか疑問である。

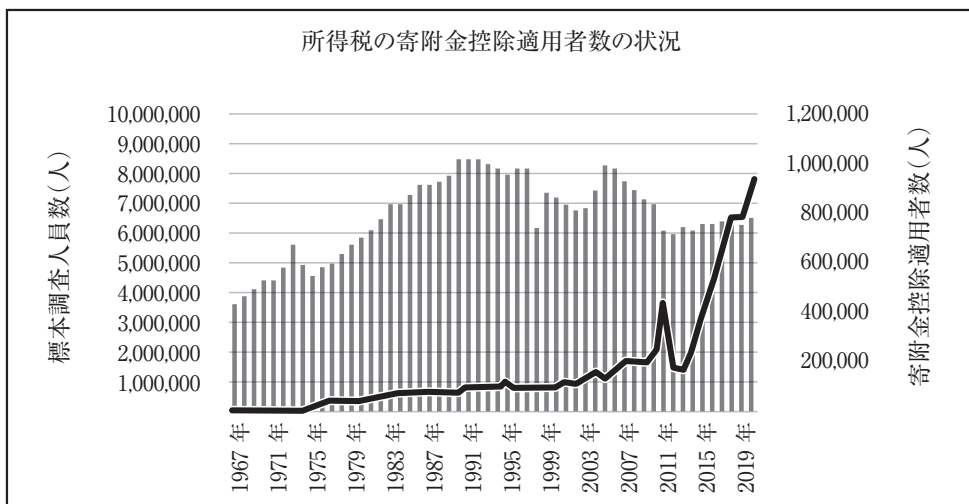
一方、自発的な寄附の代表格として日本赤十字社の資料を見ると、東日本大震災のあった平成23年度の寄附金は958億円だったが、令和3年度はわずか53億円であった⁴⁴⁾。

このように、長期間政府により強制寄附が行われていた日本では、それだけが原因ではないとはいえ自発的寄附は盛んではないと言えるだろう。

これに関して、税法上の寄附金控除をめぐる議論においては、「寄附金控除の限度については、諸外国の制度と比較しても相当の水準にあるといえよう。」(税制調査会『昭和49年度の税制改正に関する答申』10頁)とか、「寄附金控除の控除限度額については、(略)諸外国と比較しても遜色のない水準にあるが、更に拡充する余地があるかについて検討を行うべきである。」(税制調査会(基礎問題小委員会・非営利法人課税ワーキング・グループ)『新たな非営利法人に関する課税及び寄附金税制についての基本的考え方』12頁(2013年))など、諸外国と比較した上で寄附税制は十分に整備されていると評価できる。

そこで、寄附税制の状況を見てみたい。ここで国税庁が公表している所得税確定申告書の標本調査枚数とその中で寄附金控除適用者数の推移を示したグラフを掲げる。

【図表2：所得税の寄附金控除適用者数の状況】



(出典：国税庁資料に基づいて筆者作成)

図表2を見ると、標本調査⁴⁵⁾ 人員数は1967年以降さほど増加していないにもかかわらず、寄附金控除適用者数が全体として右肩上がりであるが、2013年分以降急激に増加している。

もう少し掘り下げると、2010年分までの漸増については、寄附文化が少しずつ醸成されたと言えるかもしれない。1990年代初頭のバブル経済崩壊までは国民所得が順調に増加し、国民の意識が変化していたとも考えられる。その後、平均給与は増加しなくなったが1995年の阪神淡路大震災によるボランティアの普及などと相まって、寄附金控除適用者が着実に増加したと考えることができるかもしれない。

これに対して、2013年分以降の急激な増加の原因は、ふるさと納税利用の増加と推測することができる。2012年分では18万人弱しか寄附金控除を適用していなかったのに、わずか8年後の2020年分では99万人が適用していた。これは、2012年9月にポータルサイトが開設されその後複数のサイトができたことでふるさと納税の情報にアクセスしやすくなったこと、そしてそれに伴う自治体の返礼品競争により、ふるさと納税の利用者が激増し、寄附金控除適用者も急激に増加したと考えられる。

そこで、以下では日本人の寄附観を検討してみたい。

4 日本人の特性と寄附

4.1 日本人と神との関係

文化人類学者の伊藤幹治教授は、「人びと (h) はご利益を期待して、特定の小さな神 (k1) に供物をそなえて祈願する。こうして、人びとと小さな神 (k1) とのあいだに直接互酬性が成立する。ご利益があると、人びとは小さな神 (k1) にお返しとして供物をそなえて祈願を続けるが、ご利益が授からないと、その直接互酬性が徐々に弱まっていく。そこで、ご利益を期待する人びとは別の小さな神 (k2) に供物をそなえて祈願をおこない、(k2) と直接互酬性を結ぶ。その神もご利益がないとわかると、つぎつぎにあたらしい神 (k3・・・kn) と直接互酬性を結ぶ。こうして、この国の小さな神がみは絶えず再生産される。⁴⁶⁾」と述べ、日本人と神との間で直接互酬性の関係に立つとする。

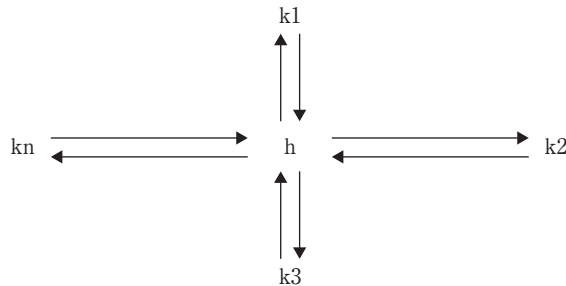
図表3を見ると、普段の初詣の際には明治神宮に行く人が、受験を迎えると湯島天神に、恋愛や結婚時期になると東京大神宮（縁結びの神様）に、商売繁盛を求める場合に神田明神に行く日本人を想像してしまう。上述した中世の石清水八幡宮の権別当や多胡辰敬も極めて直接的な願望に基づいて神頼みをしている。

日本人は、現代社会においても、神との間において直接互酬性という関係を維持しているように思われる。つまり、神様に当面のお願いをすることで賽銭を投げたり、祈祷をお願いしたりする。このほか、御守や絵馬に無病息災、合格祈願、家内安全、商売繁盛など具体的な目的が記載されており、直接互酬性が見て取れる。

一方、中世に広く浸透した鎌倉仏教は織田信長らに、キリスト教は江戸幕府により徹底的に排除・弾圧されてしまったことで、宗教は日本の社会で独自の力を持ち得なかった⁴⁷⁾。

そこで、諸外国では神との関係がどのように形成されてきたのか、検討すべきことになる。

【図表3：神がみ (k1 ~ kn) と人びと (h) の直接互酬性】



(出典：伊藤幹治『日本の贈答文化』148頁)

4.2 キリスト教・イスラム教における神との間接互酬性

モーズパッハは、西欧における贈答について、「ふつう、贈る側は返礼の時期や価値についてそれほど問題にはしていない。これは、おそらく受けるよりも与える方がよりよいという、キリスト教的理想（つねに実行されているとはかぎらないけれども）に基づくものと思われる。敬虔な信者は、そのような利他的行為が、『最後の審判』の時に神の考慮にはいり、天国にいける確率がより高くなると考えている。⁴⁸⁾」と述べる。

これについて、伊藤教授は、「A から B への贈与に対して、B によるお返しは彼岸でなされることを意味し、現世的には無償の贈与が成立することになる。これを神と人の関係が教会を媒介とした間接互酬性に転換した。⁴⁹⁾」と述べている。

次に、伊藤教授はイスラム教について、「ムスリム A がムスリム B にモノを贈ることによって、ムスリム A の善行を認めたアッラーからお返しが来世でもたらされる、若しくは、ムスリムが聖者を媒介としてアッラーから現世でお返しを得るという考え方があり、ムスリムは贈与によってアッラーからの間接的なご利益を期待する。⁵⁰⁾」と述べている。

キリスト教・イスラム教を信奉する人と日本人との差異は、神との関係を考えるとわかりやすい。神に現世で早期に実現を希望する直接的な願いをし、そのために賽銭を投げるということは、神と人との直接互酬性を意味する。一方、キリスト教やイスラム教社会では、人びとは神に直接の願いをするのではなく、死後（来世）においてお返しを得ることで関係が成り立っている。これを神と人との間接互酬性と表現できる。

4.3 寄附に関する国際調査の概要

英国を拠点とする Charities Aid Foundation (CAF) は、米国調査会社ギャロップの調査に基づいて 2010 年以降、“CAF World Giving Index 20xx”を公表している。これは、イ 見知らぬ人を助けるか、ロ 拠出した寄附金額、ハ ボランティアに使った時間、の 3 項目の指数である。このうち、新型コロナの影響を受けていない 2010-2019 年の 10 年間⁵¹⁾と新型コロナの影響を受けた 2021 年⁵²⁾の高評価国と日本、そして最下位の国を見ると、次のようになる。

【図表 4：CAF World Giving Index 2020 と 2022 の概要】

2010-2019 年					2021 年				
	総合	イ	ロ	ハ		総合	イ	ロ	ハ
第 1 位 (米国)	1	3	11	5	第 1 位 (インドネシア)	1	76	1	1
第 2 位 (ミャンマー)	2	49	1	3	第 2 位 (ケニア)	2	7	20	2
第 3 位 (ニュージーランド)	3	10	9	6	第 3 位 (米国)	3	4	9	7
日本	107	125	64	46	日本	118	118	103	83
最下位 (中国)	126	119	116	125	最下位 (カンボジア)	119	119	84	114

(出典：“CAF World Giving Index 2020 & 2022”より筆者作成)

図表 4 を見ると、集計国数は異なるが日本の総合評価が低いことは共通している。新型コロナ前は寄附金額が真ん中、ボランティアは中の上であったが、2021 年はいずれも順位が低下した。また、見知らぬ人を助けるかについては、いずれも最下位の一つ上だった。

本稿は、寄附税制を検討するものなのでロに着目すると、上述したように阪神淡路大震災以降、少しずつ寄附文化が醸成されてきたと言えるかもしれない。ただし、この 10 年間に東日本大震災をはじめとする自然災害が多かったのに対して、2021 年には特筆すべき大災害はなかった。このように考えると、自然災害とは関係のない自発的な寄附文化が醸成できているのか、疑問に思わざるを得ない。

なお、“CAF World Giving Index 2020”において、米国戦略国際問題研究所に所属する Ouchi Miki 氏が、「日本は先進国の中では珍しく限られた社会で構成される。寄附等に関する規定が複雑である一方、国民は政府に多くを期待する。そのためか非営利法人は比較的最近組織化された。⁵³⁾」とする論稿が紹介されている。

次に、山本清教授らが 2015-2016 年に日本、ニュージーランド、英国及びノルウェーの合計 6,510 人に行った国際比較調査⁵⁴⁾を紹介する。それによると、高齢者 (60 歳) を除くすべての世代で行政への消極的関与・要望型であり、かつ全世代で競争型ではなく公正・標準

志向とのことである。これを受けて、山本教授は「わが国の住民は、個別利益・交換的な関係として住民と自治体を考えており、ふるさと納税の返礼品ブームを支えている。⁵⁵⁾」と述べている。

4.4 日本人の寄附観と寄附税制

既に多くの日本人が知っているように、バレンタインデーは食品業界の営業努力によって定着した日本独自の贈答文化である。食品業界はバレンタインデーの返礼品としてのホワイトデーをも定着させることに成功した。

伊藤教授は、バレンタインデーの贈与という欧米の慣習を受容するにあたって、日本企業がホワイトデーと名づけた贈与に対する返礼の日をあらたに設けたのは、日本人の社会規範の中に、中世後期以後贈与には返礼が欠かせないとする贈与の論理がひそんでいることに着目したからだろうと述べている⁵⁶⁾。

さて、ここまで述べたところによると、日本人の寄附観として、神との直接互酬性に基づいて贈与があれば返礼を行うという贈答文化が根付いていること、そして、地震や台風といった自然災害があれば寄附を行うが、目の前に直接的な動機がない場合に寄附を行わないこと、とまとめることができるのではないか。また、織田信長らや江戸幕府による弾圧により、日本人にはキリスト教やイスラム教のような宗教に裏打ちされた寄附観がないとも言えるだろう。そして、長きにわたり政府等から強制寄附が行われていたことにも留意すべきだろう。

このような寄附観がある中、寄附税制について諸外国を意識して充実させたとしても、それだけで寄附金が増えるわけではない。

一方、近年急速に利用が広がっているふるさと納税においては、寄附者はわずか2,000円の負担で、希望する返礼品を受領できる。具体的には、ふるさと納税の上限額は住民税の2割であり、その3割相当分の経済的価値である。一方、ほぼ同額を返礼品事業者が収益計上する。これでは官製ネットショッピングであり、住民税を犠牲にした補助事業である。極論かもしれないが、返礼品があることで、日本における寄附文化の醸成は絶望的となるだろう。

おわりに

ここまでの検討において、歴史、宗教、政府との関係などにより、日本人の寄附観が諸外国に比して消極的かつ独自のものであることを述べることはできたと思う。

一方、若干ではあるものの日本人の寄附文化は、戦後の民主主義の中で少しずつではあるが醸成されていることは確かである。公益事業が政府にはできない施策（典型的なものとして「炊き出し」がある）であり、それにより現代社会の歪みを改善できるものとして理解することが重要であろう。日本人は政府に依存し過ぎるとの先行研究があるが、それは様々な

理由により寄附文化を醸成する機会に恵まれなかったからとも言えるのではなかろうか。

現在、私たち日本人は、既に先進国と同レベルの寄附税制を有している。しかし、それを使う日本人の寄附税はそのレベルに至っているとは言えない、と断じるのは言いすぎだろうか。

注

- 1) 寄附は法令上の用語としてはこの漢字を使用するが、引用する原典が寄付を用いている場合もある。本稿では、原典が寄付の場合はそのまま記述している。
- 2) 国税庁は昭和 24 年より、毎年『民間給与実態統計調査』を公表している。令和 3 年分については、https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2022/minkan_2022/pdf/01.pdf で閲覧できる（最終閲覧日 2022 年 12 月 25 日）。
- 3) 日本ファンドレイジング協会『日本の寄付 2021』（日本ファンドレイジング協会、2021）10 頁。
- 4) 平成 23 年度税制改正における新しい寄附金控除制度については、以下の財務省のサイトで閲覧することができる。https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/9551815/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2011/explanation/PDF/p226_266.pdf（最終閲覧日 2022 年 12 月 24 日）。
- 5) 木保雄他著『臨時租税措置法解説』180-181 頁（文精社、1943）。
- 6) 寄附金控除の沿革については、成道秀雄「寄付金とその沿革」日税研論集 17 号 125-150 頁を参照した。
- 7) 成道・前掲（注 6）145 頁。
- 8) 成道・前掲（注 6）147 頁。
- 9) 財務省・前掲（注 4）226-266 頁に詳しい説明がある。
- 10) 藤谷武史「寄附税制の基礎理論と制度設計」税研 189 号 33 頁（2016 年）。
- 11) 神野直彦「わが国における寄附文化と税制」税研 157 号 26 頁（2011 年）。
- 12) 川窪俊広「ふるさと納税の現在、未来」議員研修誌地方議会人 52 巻 5 号 8 頁（2021）。
- 13) 「令和 4 年度 地方税に関する参考計数資料」は、以下のサイトで閲覧できる。https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran06_r04.html（最終閲覧日 2022 年 12 月 25 日）。
- 14) 総務省「令和 4 年度ふるさと納税に関する現況調査について」による。この資料は、以下のサイトで閲覧することができる。https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/file/report20220729.pdf（最終閲覧日 2022 年 12 月 25 日）。
- 15) 池上岳彦「『ふるさと納税』に代わる施策」税 75 巻 9 号 90 頁（2020）。
- 16) 西川一誠「ふるさと納税の基本とこれから」地方財務 743 号 22-23 頁（2016）。
- 17) 林正寿『租税論』266-269 頁（有斐閣、2008）。
- 18) 高橋祐介「ふるさと納税制度の一考察－意義とあるべき姿－」地方財務 771 号 69 頁（2018）。
- 19) 神山弘行「ふるさと納税のゲーム構造と法的規律付け」税 75 巻 9 号 45 頁（2020）。
- 20) 保田隆明『地域経営のための「新」ファイナンス』90 頁（中央経済社、2021）。
- 21) この報告書は、以下のサイトで閲覧することができる。https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/furusato_tax/pdf/houkokusyo.pdf（最終閲覧日 2022 年 12 月 26 日）。
- 22) 知原信良「再訪：ふるさと納税について」論究ジュリスト 28 号 197 頁（2019）。

- 23) 石橋映二「『ふるさと納税』について－不均衡は正でも、コロナ禍でも、奪われる自治体固有財源－」税制研究 80 号 3 頁 (2021)。
- 24) 増井良啓「所得税法からみた日本の官と民－寄付金控除を素材として」江頭憲治郎・増井良啓編著『融ける境超える法 第3巻市場と組織』35 頁 (東京大学出版会、2005)。
- 25) モース、マルセル (吉田禎吾／江川純一訳)「贈与論」(ちくま学芸文庫、2009)。
- 26) 石田良「寄付に関する既存研究の紹介」財務総研リサーチペーパー (2020 年 7 月 9 日)。https://www.mof.go.jp/pri/publication/research_paper_staff_report/research04.pdf (最終閲覧日 2022 年 12 月 23 日)。
- 27) 桜井英治『贈与の歴史学』3 頁 (中央公論新社、2011)。
- 28) 桜井・前掲 (注 27) 4 頁。
- 29) 網野善彦「日本社会の歴史」網野善彦『網野善彦全集 第16巻』68 頁 (岩波書店、2008)。
- 30) 桜井・前掲 (注 27) 43-44 頁。
- 31) 桜井・前掲 (注 27) 44-45 頁。
- 32) 桜井・前掲 (注 27) 82 頁。
- 33) 久保正幡「ゲルマン古法における贈與行為の有償性」久保正幡『西洋法制史研究』228 頁 (岩波書店、1952)。久保教授は同書において、北欧ゲルマン諸法 (ノルウェー、アイスランドおよびスウェーデン)、西欧ゲルマン古法 (西ゴート部族、アレラート王国等) においても同様の法令があったことを示している。
- 34) 桜井・前掲 (注 27) 82 頁。
- 35) 来栖三郎「日本法 日本の贈与法」比較法学会編『贈与の研究』40-41 頁 (有斐閣、1958)。
- 36) 福地桜痴「増訂 もしや草紙」柳田泉編『福地桜痴集』22 頁 (筑摩書房、1966)。なお、「増訂 もしや草紙」は明治 14 年 (1881 年) に出版されたとのことである。
- 37) 来栖・前掲 (注 35) 40-41 頁。具体例として、明治 20 年 (1887 年) 3 月 14 日に明治天皇から出された「防海費補助の勅諭」、明治 26 年 (1893 年) 2 月 10 日に出された「国家軍防に関する詔勅」などがあるとされる。なお、「防海費補助の勅諭」は、次のウェブサイト (「明治詔勅全集」の軍事 43 頁) で閲覧することができる。<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/759508/109?tocOpened=1> (最終閲覧日 2022 年 12 月 27 日)。
- 38) 紺綬褒章は、栄典制度の一つであるが、以下のサイトで閲覧することができる。<https://www8.cao.go.jp/shokun/enkaku.html> (最終閲覧日 2022 年 12 月 25 日)。
- 39) 賞勲局が紺綬褒章を上申した理由として、「近來済生会ノ如キ特ニ保護ヲ賜フヘキ旨勅許セラレタル特殊ノ公益事業ノ発達ニ関シ金円其ノ他ヲ寄附シタル者ニ対シ相当旌賞ノ途ヲ啓クハ時勢ニ適応シタル措置ト謂ハサルヲ得ス」と記載されている。総理府賞勲局『賞勲局百年資料集 上』512 頁 (大蔵省印刷局、1978)。
- 40) 池田敬正「恩賜財団済生会の成立」後藤靖『近代日本社会と思想』153 頁 (吉川弘文館、1992)。
- 41) 内閣府「勲章・褒章制度の概要」<https://www8.cao.go.jp/shokun/seidogaiyo.html#konju> (最終閲覧日 2022 年 12 月 16 日)。
- 42) 日本ファンディング協会・前掲 (注 3) 126-140 頁
- 43) 神野・前掲 (注 11) 27 頁。
- 44) 日本赤十字社の資料によると、平成 23 年度の寄附金は 958 億円であったが、その前年は 126 億円であった。また、令和 3 年度の寄附金は 53 億円であった。なお、令和 3 年度一般会計決算書は、以下のサイトで閲覧できる。<https://www.jrc.or.jp/about/pdf/20220707-efe9d09b300778b6c3043886c19bfb03377b2229.pdf> (最終閲覧日 2022 年 12 月 25 日)。

- 45) 国税庁によると、標本調査の目的は次の通りである。「この調査は、申告所得税納税者について、所得者区分別・所得種類別の構成、所得階級別の分布及び各種控除の適用状況の実態を明らかにし、併せて租税収入の見積り、税制改正及び税務行政の運営等の基礎資料とすることを目的としている。」<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/shinkokuhyohon2020/pdf/chosa.pdf>（最終閲覧日 2022 年 12 月 25 日）。この調査では所得金額が小さい納税者のデータ抽出割合は 35%程度であり、所得金額が増加するにつれて抽出割合は大きくなる。令和 2 年分については、所得金額 5 億円超の納税者（居住者）についてはほぼ 100 パーセントが含まれている。
- 46) 伊藤幹治『贈答の日本文化』147-148 頁（筑摩書房、2011）。
- 47) 網野善彦『日本の歴史をよみなおす（全）』43 頁（筑摩書房、2013）。
- 48) モーズバッハ、ヘルムート「西欧人からみた日本人の贈答風俗」伊藤幹治・栗田靖之編著『日本人の贈答』157 頁（ミネルヴァ書房、1984）。同論文は梨本三四子による翻訳であり、原題は“Gift exchange customs of the Japanese, as viewed by a foreigner”である。
- 49) 伊藤・前掲（注 46）163 頁。
- 50) 伊藤・前掲（注 46）164-165 頁。
- 51) この資料は、以下のサイトで閲覧することができる。https://www.cafonline.org/docs/default-source/about-us-publications/caf_wgi_10th_edition_report_2712a_web_101019.pdf（最終閲覧日 2022 年 12 月 26 日）。
- 52) この資料は、以下のサイトで閲覧することができる。https://www.cafonline.org/docs/default-source/about-us-research/caf_world_giving_index_2022_210922-final.pdf（最終閲覧日 2022 年 12 月 26 日）。
- 53) Ouchi 氏の論稿は、次のサイトで閲覧することができる。https://www.jstage.jst.go.jp/article/janpora/4/1/4_1_39/_pdf（最終閲覧日 2022 年 11 月 29 日）。
- 54) 山本清「ふるさと納税制度と地域経済の発展政策」安田信之助編著『地域経済活性化とふるさと納税制度』31 頁（創成社、2017）。
- 55) 山本・前掲（注 54）31 頁。
- 56) 伊藤・前掲（注 46）114-118 頁。

（もちづき ふみお・青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科特任教授）